

狛江市 事業者向け サポートガイド

対象

狛江で事業を続けてきた方
これから狛江で事業をはじめの方



創業サポート

踏み出す一歩を後押し!

資金繰り支援

運転資金／設備資金／
創業資金／研究開発資金
低利子&信用保証料補助金

認知度アップのヒント

広告を上手に使おう

商工会を味方に

専門的なアドバイスと地域に根付いた情報

こまえローカルマップ

狛江を知って、売上アップへ!

INDEX

■創業サポート

創業までのロードマップ	3
創業について学ぶ	4
狛江市の特定創業支援等事業	5
トライアル支援拠点との連携	6
株式会社小田急 SC ディベロップメントとの連携	6
狛江市創業支援家賃・改修費補助金	7
東京都創業助成金	7
狛江市融資あっ旋制度	7
創業事例レポート	8

■資金繰り支援（狛江市融資あっ旋制度）

資金メニュー	9
あっ旋の要件	10
ご利用の流れ	12
償還方法・延滞金 / 届け出 / あっ旋決定の取り消し / 特定金融機関	13
必要書類	14

■認知度アップのヒント

狛江市で広告の掲載を募集している媒体	15
--------------------	----

■狛江市商工会

■相談・支援機関等一覧

こまえローカルマップ	裏表紙
------------	-----



創業までのロードマップ

事業開始までのステップの一例です。
業種や事業形態によって前後することがあります。



1
事業を通じて
叶えたい姿を描く

事業によって変わる
社会・暮らし・
人・自分の姿

2
事業コンセプト
を整理する

顧客ターゲット／提供する
商品やサービスによって
顧客が得る価値／
価格／提供場所・方法

3
事業の形態を
考える

個人事業／株式会社／
合同会社／
一般社団法人／
NPO 法人 等

5
資金を
調達する

狛江市融資
あっ旋制度を
活用しよう

4
事業計画書
を作る

「企業概要」「事業内容」
「資金計画」を可視化し、
事業の実現性に説得力を
もたせよう

8
事業開始の
届出

個人事業の場合は
「個人事業の開業届」を、
法人の場合は
「法人設立届」を
税務署に提出

6
必要な
許認可を得る

飲食店であれば、
保健所など

7
補助金や
制度を活用する

使える補助金や
支援制度を調べてみよう



創業について学ぶ

狛江市 | 創業セミナー



対象：創業に興味がある方・創業予定の方
 講師：先輩創業者等
 所要時間：約2時間



創業にまつわる体験談やアドバイス等を通じて、創業予定者の不安や疑問を解消し、これから創業する方の一歩を後押しします。

狛江市 | 創業スクール 特定創業支援等事業対象 ▶P.5 参照



対象：狛江市内で創業予定/創業後間もない方
 講師：専門講師
 所要時間：約4時間×5回(連続講座)



「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」などをテーマに、創業支援の実績豊富な講師が事業経営に必要な知識をお届けします。最終回では、創業への想いが「ビジネスプラン(事業計画書)」として形に。

狛江市商工会 | 個別相談 特定創業支援等事業対象 ▶P.5 参照

対象：創業予定の方・創業後間もない方
 講師：中小企業診断士等
 所要時間：約90分×4回



「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」のそれぞれについて、個別の事情を伺いながら、じっくりとアドバイスします。

TOKYO 創業ステーションTAMA | イベント・セミナー・相談



対象：都内在住または都内で創業予定の方



TOKYO創業ステーションTAMAは、(公財)東京都中小企業振興公社が運営する創業支援拠点。コンシェルジュや専門家による相談から、トークイベント、ワークショップ、セミナーや交流会など、豊富な支援メニューで、起業に興味がある方から、具体的に起業の準備を進めたい方まで広くフォローします。

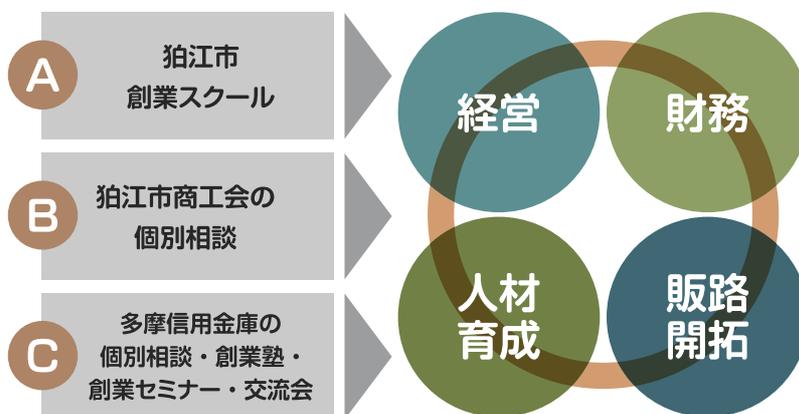
狛江市の特定創業支援等事業

A～Cいずれかのプログラムによって創業に必要な4分野の知識を習得できます。

※プログラムの所要期間：1か月以上

※複数のプログラムを組み合わせることも可能です。

※本プログラムは令和6年3月現在のものであり、今後変更になることがあります。



特定創業支援等事業を利用するメリット

狛江市では「特定創業支援等事業」を利用し、創業を行おうとする方または創業後5年未満の方に対し、証明書の交付を行っています。(申請先：狛江市地域活性課)

この証明書により、以下のような支援制度を申請することができます。

※証明書は支援制度が必ず受けられることを保証するものではありません。

支援制度	概要	問い合わせ
会社設立時の登録免許税の軽減	会社を設立する際に以下のような特例を受けられます。 ※株式会社の場合 (通常) 資本金額の0.7% (最低税額15万円) (特例) 資本金額の0.35% (最低税額7万5千円)	東京法務局府中支局 042-335-4753
創業関連保証の特例	無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠を利用した融資に申し込む場合、特例により前倒しで申し込みをすることができます。 (通常) 事業開始2か月前から申込可能 (特例) 事業開始6か月前から申込可能	東京信用保証協会 立川支店 042-525-6621
東京都「創業融資」の金利優遇	東京都の創業融資を利用する場合、融資利率が0.4%優遇されます。	創業アシストプラザ新宿 03-3344-2251
東京都「創業助成事業」	創業初期に必要な経費の一部を助成する「創業助成事業」(助成限度額: 300万円)の申請要件である「創業支援事業」に該当します。	東京都中小企業振興公社 03-5220-1142

トライアル支援拠点との連携

狛江市では、株式会社なかむら商会在運営するトライアル支援拠点「FORT MARKET 和泉多摩川」・「FORT MARKET LOGE」と連携し、「将来自分のお店を持ちたい」「副業で飲食業をはじめてみたい」「マルシェや通販に向けた製造場所が欲しい」といった方を応援しています。ここでは、初期投資を抑え、低リスクで飲食業にチャレンジすることができます。

ご利用に関するお問い合わせ 株式会社なかむら商会 <https://www.fortmarket.jp/>



シェアキッチン

FORT MARKET 和泉多摩川

対象 飲食業や菓子製造業を検討している方

特徴 スチームコンベクションオーブンやガスレンジ、冷蔵ショーケースなど多目的なキッチン設備を利用し、様々なジャンルの調理・製造が可能なシェアキッチン型の施設。個々のライフスタイルに合わせながら、低リスクで「自分のお店」を持つことができます。



食の EC ビジネスのための基地

FORT MARKET LOGE

対象 食のECビジネスを検討している方

特徴 「つくる」「保管する」「荷詰め・梱包する」がすべて叶う施設。菓子製造業やそうざい製造業に対応したキッチン、急速冷凍ができるブラストチラー、商品の個装に使える真空パック機、通販の為の資材保管や冷凍冷蔵庫などを揃えています。イートインやテイクアウト、ポップアップイベントもできます。



株式会社小田急 SC ディベロップメントとの連携

株式会社小田急SCディベロップメントの指定物件を借りて開業 → 初月賃料無料

株式会社小田急SCディベロップメントの管理運営する商業施設等の催事スペースへ出店 → 初回利用料割引

※上記は「FORT MARKET 和泉多摩川」または「FORT MARKET LOGE」を利用された方が対象です。

創業サポート

創業時の負担を軽減

狛江市創業支援家賃・改修費補助金

補助金額

家賃補助(顧客用駐車場費含む)

最大55万円

改修工事に要する費用

最大55万円

主な対象要件 ※詳しい要件は募集要項をご確認ください。

- ✓ 市内創業予定の方、市内創業後1年未満の方
- ✓ 創業後は、登記地が市内にある法人または市内の店舗等で営業する個人事業主の方
- ✓ 特定創業支援等事業(▶P.5)を利用し、狛江市において証明書の交付を受けた方
- ✓ 3年間の事業計画があり、その間継続して営業することが見込まれる事業であること
- ✓ 対象物件の所有者または所有者の同一世帯に属し生計を一にするものでないこと(改修費補助の場合を除く)
- ✓ 納期限が到来した市税に滞納がないこと

申請の流れ

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| ① 特定創業支援等事業の利用・証明書の取得 | ⑤ 事業の実施 |
| ② 募集の開始を広報こまめ・市ホームページ等で確認 | ⑥ 実績報告書の提出
～実績報告の審査・交付額の確定～ |
| ③ 申請
～審査～ | ⑦ 状況報告(3年間) |
| ④ 交付決定・補助金の受領 | |

創業にかかる費用を助成

東京都創業助成金

都内で創業予定の個人または創業から5年未満の中小企業者等に対し、賃借料、広告費、従業員人件費等、創業初期に必要な経費の一部を助成する「創業助成事業」を実施しています。



問い合わせ
(公財)東京都中小企業振興公社 創業支援課
TEL. 03-5220-1142

創業資金の調達は

狛江市融資あっ旋制度

創業に必要な運転資金・設備資金について、低利子で一部補助制度のある融資をあっ旋しています。詳しくはP.9からの「狛江市融資あっ旋制度」をご覧ください。



創業事例レポート

狛江で創業した先輩たちの生の声をお届け!

Q1: 狛江で創業した理由

Q2: 制度等を活用してみた

Q3: これから創業する方へのメッセージ

 融資あっ旋制度
  創業セミナー / スクール

 創業支援家賃・改修費補助金
  FORT MARKET



NARUTO COFFEE / 菅 康平さん

活用した制度等    



Q1 / 住み慣れて土地勘のある狛江市で創業したいと考えていました。平日や休日、行事の人の流れなどもある程度把握できていることが日々の営業計画の参考になっています。

Q2 / 創業前のシェアキッチン出店により、認知度が上がり、商品や価格、サービスのブラッシュアップができました。融資や補助金は申請書類の準備が大変でしたが、事業計画を第三者にレビューしていただくことでより良いものになったと思います。

Q3 / 飲食業界は未経験のまま創業しました。市の創業支援を活用したことで、創業時や創業後の課題や検討事項をより具体的に、段階的に取り組むことができました。第三者の意見はときに厳しくもありますが、事業計画書のレビューやシェアキッチンを活用した対面販売の経験は大きな糧となっています。これから創業を目指す方を応援しています!



こぶき税理士事務所 / 小吹 隆博さん

活用した制度等  



Q1 / 創業前から狛江市に住んでいたため、狛江市で創業しました。狛江市自体は小さいですが、東は世田谷区、南は川崎市、西と北は調布市と大きな自治体に接する市なので、意外に商圏は広いと思いました。

Q2 / 融資や補助金を受ける過程で、市の職員の方や、地域の金融機関の方々との関係ができたことは良かったと思います。

Q3 / 不安もあるかと思いますが、まずは一步、勇気をもって踏み出すことで道が開けてくると思います。一緒に狛江市で頑張りましょう!



CUCCINA ITALIANA YOKOJI / 金澤 純さん

活用した制度等   



Q1 / 創業前より狛江市に在住しており、創業準備中に市内で希望の物件が見つかったことが後押しになりました。実際に創業してみると、お客様・関係者ともにとっても狛江愛がある方が多いので、地元の方に愛されるお店になれるよう、一層努力を積み重ねたいと感じています。

Q2 / 創業スクールでは創業の思いを具体化することができました。またスクールの同期メンバーとの繋がりができ、今でも交流があります。

Q3 / 狛江市はコンパクトな市ですが、人口は 8 万人と多く、市内であれば自転車でも周回できるので新規創業が伝わりやすくリピート率も高めと感じます。地に足の着いた創業をお考えの方にはとても良い環境ですので、ぜひ皆さんと一緒に狛江市を盛り上げることができればと感じています。



GOOPYPHAT GALLERY / 菊地 勇太さん

活用した制度等 



Q1 / 父の地元であり、小さい頃から馴染みのある街だったこと、新しい取り組みやカルチャーが生まれる予感がしていて、横の繋がりも密にあり楽しくやっていけそうだと思ったことなどが狛江で創業した理由です。

Q2 / スモールスタートをする上でとても勉強になりました。また、資金繰りの面で補助金はとても助かりました。

Q3 / スタートする上で不安なことはたくさんあると思いますが、相談に乗ってくれる施設や機関があるので、ためらわずにどんどん頼っていくと良いと思います!

資金繰り支援

狛江市融資あっ旋制度

安定的な資金調達を促進し、経営の安定を図ることを目的に、特定金融機関の協力を得て、融資のあっ旋を行っています。

制度のポイント

- ・低利子で借り入れができる(利子の一部を市が補助します)
- ・信用保証料の負担が軽減できる(信用保証料の全部または一部を市が補助します)

1. 資金メニュー

運転資金	原料や商品の仕入資金・人件費など事業の運転に関し必要な資金
設備資金	工場や店舗の拡充・機械設備の新設など事業の設備に関し必要な資金
創業資金	創業に必要な運転資金および設備資金
研究開発資金	新製品・新商品・新サービス・新技術の開発等をするために必要な設備資金および運転資金

運転資金		小口事業	小規模企業事業
	融資あっ旋額	1,000万円以内	500万円以内
	償還期	7年以内 ※1	5年以内
	利率	実質1.482%(市0.493%)	実質0.988%(市0.987%)
	信用保証料補助	1 / 4 補助	1 / 2 補助 ※2
設備資金		小口事業	小規模企業事業
	融資あっ旋額	1,000万円以内	700万円以内
	償還期	7年以内	7年以内
	利率	実質1.482%(市0.493%)	実質0.988%(市0.987%)
	信用保証料補助	1 / 4 補助	1 / 2 補助 ※2
創業資金		小口事業	小規模企業事業
	融資あっ旋額	500万円以内	500万円以内
	償還期	5年以内	5年以内
	利率	実質0.494%(市1.481%)	実質0.494%(市1.481%)
	信用保証料補助	全額補助	全額補助
研究開発資金		小口事業	小規模企業事業
	融資あっ旋額	500万円以内	500万円以内
	償還期	5年以内	5年以内
	利率	実質0%(市1.975%)	実質0%(市1.975%)
	信用保証料補助	全額補助	全額補助

※1 東京都農業信用基金協会の補償による場合は5年

※2 一定の要件を満たす場合、東京都の信用保証料補助制度と併用することで全額補助

2. あっ旋の要件

一般要件

小口事業	小規模企業事業
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。 ・個人の場合は申込者、法人の場合は代表者および当該法人に対して市区町村税が課税され、すでに納期の経過した市区町村税を完納していること。 ・事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、返済見込があること。 ・東京信用保証協会または東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。 	

常時使用する従業員の数

小口事業		小規模企業事業	
製造業等(ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含む)	300人以下	卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業の場合	5人以下
卸売業	100人以下		
小売業(飲食業を含む)	50人以下	上記以外の事業の場合	20人以下
サービス業	100人以下		
医療法人(医療を主たる事業とする 社会福祉法人・財団法人・社団法人を含む)	300人以下		

資本金の額

小口事業		小規模企業事業	
製造業等(ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含む)	3億円以下	要件なし	
卸売業	1億円以下		
小売業(飲食業を含む)	5千万円以下		
サービス業	5千万円以下		
医療法人(医療を主たる事業とする 社会福祉法人・財団法人・社団法人を含む)	—		

信用保証協会の保証付き融資残高

小口事業	小規模企業事業
要件なし	東京信用保証協会の保証付き融資の合計残高が2,000万円以下であること。 ※本融資あっ旋制度の申請分を含む。 ※申込みの前に、金融機関または信用保証協会にて合計残高の確認をしてください。

資金繰り支援

連帯保証人

小口事業	小規模企業事業
<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合、原則として法人代表者。 ・個人の場合、原則不要。ただし、保証協会および基金協会の判断による。 	

併用制限

小口事業	小規模企業事業
<p>現在、狛江市小口事業資金融資あっ旋を受けた融資金を償還中でないこと。</p> <p>※借り換えの場合を除く(原則として同一の金融機関とする)</p> <p>※研究開発資金の場合を除く</p>	<p>現在、狛江市小規模企業事業資金融資あっ旋(旧「狛江市小口零細企業事業資金融資あっ旋」)を受けた融資金を償還中でないこと。</p> <p>※借り換えの場合を除く(原則として同一の金融機関とする)</p> <p>※研究開発資金の場合を除く</p>

資金メニューごとの要件 (小口事業・小規模企業事業共通)

運転資金
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、東京都内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・法人の場合は、市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。

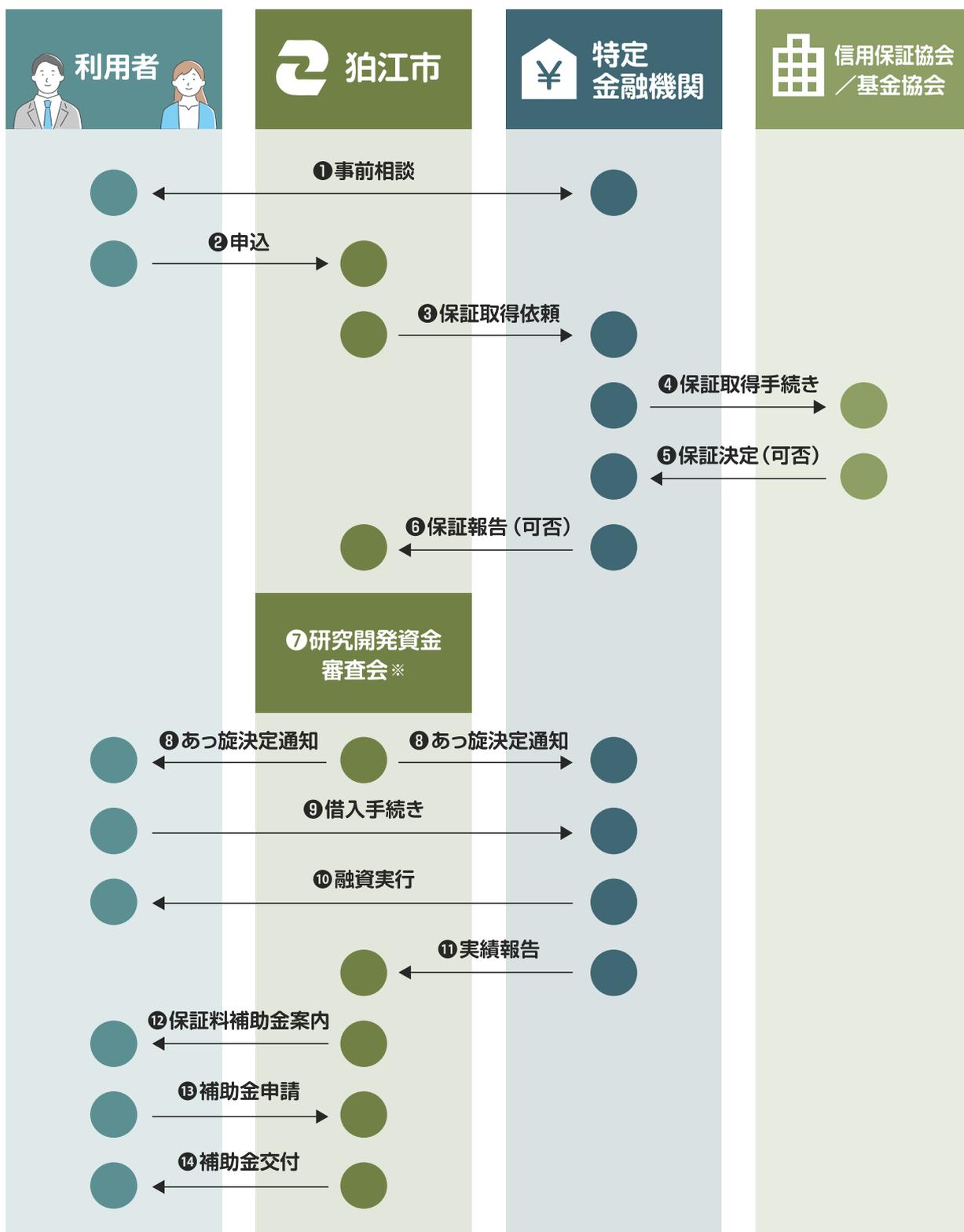
設備資金
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、東京都内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・法人の場合は、市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・申込額は、添付する見積書(※)の金額以内であること。 <p>※注文書・請求書等は不可。見積書に宛名が記載されていないものや申込み時点で支払いが済んでいるものは無効。設備の購入・導入後は、すみやかに設備設置完了届(指定様式)を提出すること。</p>

創業資金
<ul style="list-style-type: none"> ・次のア～オのいずれかに該当すること。 ア 事業を営んでいない個人であって、市内で新たに個人事業主として事業を開始しようとする者。 イ 事業を営んでいない個人であって、市内で新たに法人を設立し、当該新たに設立される法人が事業を開始しようとする者。 ウ 法人であって、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに法人を設立し、当該新たに設立される法人の事業を開始しようとする者。 エ 事業を営んでいない個人が市内で新たに事業を開始した個人事業主であって、事業を開始した日以後1年未満である者。 オ 事業を営んでいない個人が市内で新たに設立した法人であって、その設立の日以後1年未満である者。 ・法人の場合は、設立登記の際の本店所在地が市内であること。 ・アまたはイに該当する者は、融資を受けた日から6か月以内に創業し、事業開始後はすみやかに事業開始届(指定様式)を提出すること。

研究開発資金
<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、市内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・法人の場合は、市内に主たる事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 ・融資あっ旋審査会の審査を受け、合格すること。

3. ご利用の流れ

「②申込」から「⑩融資実行」までの目安期間は約2か月です。(混雑状況等により前後する場合があります)



※ 研究開発資金の場合のみ

資金繰り支援

4. 償還方法・延滞金

- ・償還方法は、元金均等月賦償還です。
- ・希望により融資金の残額を繰上償還することができます。(※信用保証料の返戻が発生する場合があります。)
- ・償還期間中に融資金を償還しない場合は、市が別に定める割合により、特定金融機関が延滞金を徴収することがあります。

5. 届け出

融資あっ旋の要件を欠いた場合および融資あっ旋決定通知書の記載事項に変更が生じた場合は、市役所および当該特定金融機関に必ず届け出をしてください。

6. あっ旋決定の取り消し

下記の事由のいずれかに該当したときは、融資あっ旋決定が取消され、融資金の全額または残額と、既に交付した利子補給補助金相当額を市へ償還していただくことがあります。

- (1) 融資あっ旋決定通知を受け取った後、10日以内に借入手続を完了しないとき。
- (2) 転出・事務所移転など、融資あっ旋の要件を欠いたとき。
- (3) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りの申し込みにより、融資金を借り受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

7. 特定金融機関

金融機関		住所	連絡先	保証機関
みずほ銀行	狛江支店	狛江市中和泉1-1-1	みずほ銀行	東京信用保証協会
	調布支店	調布市小島町1-36-16	法人営業第三オフィス 03(6631)9543	〃
	成城支店	世田谷区成城5-1-25		〃
きらぼし銀行	狛江支店	狛江市東和泉1-30-4	きらぼし銀行	〃
	和泉多摩川支店	狛江市東和泉1-30-4	渋谷支社	〃
	祖師谷支店	世田谷区砦8-10-1	03(6416)9512	〃
	調布支店	調布市菊野台1-28-13	府中支社 042(306)9503	〃
山梨中央銀行	調布支店	調布市国領町4-42-3	042(485)5211	〃
城南信用金庫	狛江支店	狛江市東和泉1-30-1	03(3489)5191	〃
さわやか信用金庫	多摩川支店	調布市染地3-1-253	042(483)4011	〃
	喜多見支店	世田谷区喜多見8-16-10	03(3417)1651	〃
多摩信用金庫	調布支店	調布市国領町1-9-8	042(482)6121	〃
マイنز農業協同組合※	狛江支店※	狛江市東和泉1-2-19	03(3489)4177	東京都農業信用基金協会
西武信用金庫	柴崎駅前支店	調布市菊野台3-1-14	042(482)8181	東京信用保証協会

※マイنز農業協同組合は、小口事業にお申込みの個人の方に限ります。

8. 必要書類

個人	法人	部数	書類の名称	
○	○	2部	狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋申込書(市の指定様式)	
○	○	2部	申請者の印鑑登録証明書 ※法人の場合は法人印、個人の場合は代表者の印	
—	○	2部	連帯保証人の印鑑登録証明書	
—	○	2部	履歴事項全部証明書	
—	○※	1部	前年度分の納税証明書 — “法人税(その1、その2)” または “法人事業税”	
○※	—	1部	前年度分の納税証明書 — “所得税(その1、その2)” または “個人事業税”	
—	○	1部	連帯保証人の市区町村民税等の納税証明書 ※納期の経過した税を完納したことが把握できるもの。 ※狛江市在住の方は不要	
○※	○※	1部	決算報告書および確定申告書(青および白)の控(コピー可)	
○	○	1部	狛江市中小企業者事業資金融資あっ旋に係る同意書および確認書(市の指定様式)	
○	○	1部	* 許認可を要する業種のみ	許認可証の写し
○	○	1部	* 「設備資金」のみ	見積書・設計図・カタログ等(コピー可)
○	○	1部	* 「創業資金」のみ	創業事業計画書(市の指定様式) / 添付書類
○※	○※	1部	* 「創業資金」のみ	開業届の控(コピー)
—	○	1部	* 「研究開発資金」のみ	研究開発事業計画書(市の指定様式) / 添付書類

※「創業資金」の場合で、これから事業を開始する場合は不要です。

各種証明書の発行機関 証明書は3か月以内に発行されたものに限りです。

個人の印鑑登録証明書	証明を受けようとする者の住民登録地の市区町村役所等
法人の印鑑登録証明書・履歴事項全部証明書	東京法務局府中支局(TEL.042-335-4753)
納税証明書(法人税・所得税)	武蔵府中税務署(TEL.042-362-4711)
納税証明書(法人事業税・個人事業税)	立川都税事務所(TEL.042-523-3171)



認知度アップのヒント

狛江市で広告の掲載を募集している媒体

広告を上手に使って、認知度アップへつなげよう!

※募集時期や掲載費用等の詳細は市HPをご確認ください。



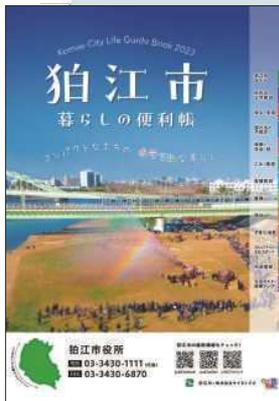
狛江市公式HP



広報こまえ
月2回/約3万部発行
担当 秘書広報室



狛江市公式HP
月間アクセス数約8万件
担当 秘書広報室



暮らしの便利帳
2年ごとに発行/全戸配布
担当 秘書広報室



ごみ・リサイクルカレンダー
年1回発行/全戸配布
担当 清掃課



環境広報紙「こまeco通信」
年3回発行/全戸配布
担当 環境政策課



ごみ分別アプリ
累計ダウンロード数約1万回
担当 清掃課



安心安全通信
年3回発行/全戸配布
担当 安心安全課



こまえ子育てねっと
月間アクセス数約6,000件
担当 子ども政策課

商工会ができること

商工会は 行きます 聞きます 提案します

狛江市商工会は、狛江市内の商工業者を支援するために法律に基づき設置された経済団体です。経営に関する手厚いサポートで、あなたの強い味方に。

お役に立ちます! 経営のお手伝い

経営相談

経営指導員やそれぞれの分野の専門家が、商工会の窓口または企業を巡回して相談・指導にあたります。

店舗における商品の陳列・構成・改装などの診断や、作業効率や生産性を高めるための経営分析・改善指導を受けたい時に、経営指導員が訪問して相談に応じます。また、販売促進のためのイベント企画等のアドバイスも同時に行っています。

創業支援

独立開業を目指す方のさまざまな問題に、きめ細かに対応します。「創業計画書」の作成をお手伝いします。

融資のあっ旋

日本政策金融公庫、都の制度融資など、有利な融資についてあっ旋相談をします。また、一定条件により無担保・無保証人で融資が受けられる商工会のマルケイ融資もあっ旋できます。お気軽にご相談ください。

記帳・決算・税金の相談

記帳相談・決算相談を無料で受けられます。消費税の申告相談および各種控除、節税の方法から、青色申告制度の概要・手続きなど、なんでもご相談ください。

経営革新を支援

新商品開発や新サービス提供などの取り組みにより、経営の向上を図る「経営革新」の支援を行うとともに、多摩地域における「経営革新計画申請の窓口」になっています。

講演会・講習会

経営に必要なタイムリーなテーマを設定し実施します。

IT相談

PCを利用した経営改善やWEBを活用した販路拡大、経営の情報化の推進をお手伝いします。

技術的・専門的な相談

法人化の相談や自社の診断など、経営・営業・技術に関する様々な問題の相談もお受けしています。

知的財産の活用を支援

知的財産に関する相談を受付し、必要に応じて専門機関へ取次ぎを行っています。

経営上のトラブル相談

債権回収や不動産賃貸トラブルなどの経営上の問題に弁護士等が相談に応じます。

さまざまな情報の宝庫

全国組織である商工会は、事業にかかわる情報を常に持っています。展示会やマッチングイベントなど販路開拓のご相談や、助成金・補助金などの情報提供も行っています。

こまえを盛り上げる! 地域を応援

地域の総合振興を推進

地域で行われるイベントを主催・協力して実施しています。

青年部活動

地域経済を支える若手経営者の団体として、自立した経営者となるための資質向上事業・研修事業、地域貢献活動を実施しています。

<https://komae-ysci.tokyo/>



女性部活動

女性の視点に立った地域商工業の活性化を目指した活動や各種セミナー・講演会・福祉に関する事業等、地域に根差した活動を実施しています。

活動部会

同業種で組織された部会があり、業種別の研修会・交流会等を開催します。

地域情報を発信

ホームページ等により、地域の情報を発信します。

特産品開発を支援

名産の掘り起こしをし、世に出すお手伝いをします。

入って安心! 保険・補償など

労働保険

各商工会に事務組合があり雇用保険(失業等給付)、労災保険、各種給付制度に関する仕組みや手続きなどの相談を行っています。従業員の給与や保険のことなど、さまざまなアドバイスを受けることができます。また、新たに業務災害保険制度が加わり、労働災害のリスクヘッジが企業経営の安心に繋がります。

PL 保険・海外 PL 保険

PL保険・海外PL保険が割引で加入できます。地域の損害保険会社で手続きができます。

中小企業向け退職金制度

小規模企業共済・特定退職金共済・中小企業退職金共済に加入できます。

商工貯蓄共済

貯蓄・保険・融資が三位一体となったこの制度は、商工会独自のものです。追加で医療保障特約型に加入すれば、更に安心な共済です。

福利厚生事業

会員の家族・従業員のために各種レクリエーション事業を実施しています。

業務災害保険

ケガやメンタルに対する労災の賠償責任が補えます。労働災害へのリスクヘッジが企業経営の安心につながります。

会員福祉共済

月々2,000円で国内外24時間補償。充実した入院・通院補償に医療特約や「がん」重点補償を追加すれば、ますます安心お得な商工会員だけの共済です。

健康診断の実施

法定検診など定期的を実施しています。自宅でがん予防健診が格安で受けられます。

市内のお店紹介サイト コマエリア

狛江市商工会が運営する店舗&地域情報サイトです。お店やサービスの情報を載せて、PRしませんか? フリーランス・副業の方も歓迎します。
<https://komaeria.com/>



住まいの便利帳

暮らしに役立つ安心・親切な地元の業者として市内の建築関係事業所を掲載しています。
<https://sumai-benri.komaeria.com/>



商工会は、商工業者の方ならどなたでもご利用できます

相談無料! 非会員の方でもご相談は無料で承ります。お困りごとをお気軽にご相談ください。

加入のご相談は 市内の商工業者の方ならどなたでも加入できます。会費は組織形態と従業員数によって異なり、地域の商工振興に寄与するために活用しています(全額損金算入できます)。詳しくは、狛江市商工会へお問い合わせください。



〒201-0014 東京都狛江市東和泉1-3-18
※2024年12月頃より新事務所へ移転
(新住所: 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町1-2-34)
TEL 03-3489-0178 FAX 03-3489-0184
HP <http://www.komaec.net>
E-mail komaesi@shokokai-tokyo.or.jp
営業時間 平日9:00~17:30 (土日祝祭日および年末年始を除く)



相談・支援機関等一覧

総合

狛江市商工会

狛江市東和泉 1-3-18
03-3489-0178

※2024年12月頃より新事務所へ移転
(新住所：狛江市和泉本町 1-2-34)



東京都中小企業振興公社 ワンストップ総合相談

千代田区神田佐久間町 1-9
03-3251-7881



東京都よろず支援拠点

港区新橋 1-18-6-1F
03-6205-4728



創業

TOKYO 創業ステーション TAMA

(Startup Hub Tokyo TAMA)

立川市緑町 3-1 GREEN SPRINGS E2 -3F
042-518-9674



創業支援センター TAMA

042-526-7766



TOKYO 商店街空き店舗ナビ

(東京都商店街振興組合連合会)

03-3542-0231



ものづくり

オープンイノベーションフィールド多摩 国分寺館

国分寺市南町 3-22-10
042-329-5270



経営・資金繰り

日本政策金融公庫 三鷹支店

三鷹市下連雀 3-26-9
0570-035-745



税務

武蔵府中税務署

府中市本町 4-2
0570-00-5901



立川都税事務所

立川市錦町 4-6-3
042-523-3171



東京税理士会 納税者支援センター

渋谷区千駄ヶ谷 5-11-1
(東京税理士協同組合会館内)
03-3356-7137



(公社) 武蔵府中青色申告会

府中市本町 4-15-22
042-362-8466



雇用

東京圏雇用労働相談センター

港区赤坂 1-12-32-7F
03-3582-8354



労働

東京都労働相談情報センター 多摩事務所

立川市柴崎町 3-9-2-6F
042-595-8004



東京都社会保険労務士会 社労士110番

03-5289-8844



相談・支援機関等一覧

人材確保

ハローワーク府中

府中市美好町 1-3-1
042-336-8609



東京しごとセンター多摩

立川市柴崎町 3-9-2
042-521-6763 (法人営業事務局)



商店会への加入

狛江市地域活性課

狛江市和泉本町 1-1-5-2F
03-3430-1111



許認可

東京都多摩府中保健所

府中市宮西町 1-26-1
042-362-2334



知的財産

東京都知的財産総合センター

台東区台東 1-3-5-1F
03-3832-3656



INPIT 知財総合支援窓口

港区虎ノ門 2-9-1-7F
03-6273-3332



事業承継

東京都事業承継・引継ぎ支援センター

東京都千代田区丸の内 3-2-2
丸の内二重橋ビル 6F
03-3283-7555



取引トラブル

下請センター東京 多摩支援室

昭島市東町 3-6-1
042-500-3909



フリーランス・トラブル 110番

0120-532-110

フリーランストラブル 110番

共済制度

中小企業退職金共済事業本部

豊島区東池袋 1-24-1
03-6907-1234



中小機構 小規模企業共済

050-5541-7171

中小機構 小規模企業共済



名称	狛江市事業者向けサポートガイド
発行年月	令和6年2月
刊行物番号	R5-41
発行	狛江市
編集	市民生活部 地域活性課 狛江市和泉本町一丁目1番5号

こまえローカルマップ



100 0 100 200 300 400m

※相模川地区センターは2024年12月頃より新事務所へ移転